





(2) 本項 1 の措置を講じたにもかかわらず、契約内容を変更せざるをえないときは、代替サービスの手配を行います。この際、旅行日程を変更するときは、変更後旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかたくななるよう努めます。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めるとともに、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努めます。

(3) 疾病賠償  
当社は、旅行中のお客様が、疾病、傷害等により帰国を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあります。この場合において、ご都合の都合に備える事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様が当該費用が指定する期日までに当社の指定する方法で支払われなければならないものとします。

19. 当社の指示 お客様は、旅行開始から旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは、自由行動時間中を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

## 20. 添乗員

- 1 添乗員同行の有無はパンフレットに明示いたします。
- 2 添乗員同行する旅行においては添乗員が、お客様と同行し旅行において旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務およびその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。
- 3 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。
- 4 添乗員の職務は原則として、8時から20時までといたします。
- 5 添乗員は旅行管理に力を尽くすため、お客様と同行させていただきます。なお、出発直前のためから急病等、一定の休養時間を確保取得せざるをえない等、お客様各位のご理解とご高配をお願い申し上げます。

## 21. 当社の責任

- 1 当社は旅行契約の履行にあつては、当社または当社の手配代行者の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。(損害発生の日から起算して2年以内)当社に対して通知があった場合に限ります。
- 2 手配代行者は、当社が旅行先において、お客様に提供する運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機、鉄道、バス、ホテル等)の手配を当社にて代行する者(現地手配会社)をいいます。
- 3 当社の責任の範囲は、当社及び上記手配代行者の故意、過失により、お客様に損害を与えた場合までに限られ、当社または手配代行者が手配した運送・宿泊機関等の旅行サービス提供機関(航空機、鉄道、バス、ホテル等)の故意・過失により、お客様に損害を与えたときは、当該旅行サービス提供機関の責任となります。
- 4 当社として、海外旅行保険のご加入をお勧めいたします。
- 5 当社が責任を負わない事由は、お客様または当社の手配代行者の関与し得ない事由により、破産、破綻、破産された場合は、本項 1 の責任を負いません。
  - ア 天災地変、戦乱、暴動、またはこれらのためによる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - イ 運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、またはこれらのためにもなる旅行日程の変更もしくは旅行の中止
  - ウ 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらによる旅行内容の変更、旅行の中止
- 6 自然災害の事故
  - カ 盗難、詐欺等の犯罪行為
  - キ 運送・宿泊機関等の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更などまたはこれらによって生じる旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮
  - ク 運送・宿泊機関等の事故、火災または第三者の故意または過失によりお客様が被られた損害事故による賠償治療費用、病気になる死亡、治療費用、賠償責任、救援費用等は一切適用されません。
- 7 その他、当社の関与し得ない事由
- 8 手荷物について(特例) 1 の荷物の損害につきましては、本項 1 の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して21日以内)当社に対して申出があった場合限り、旅行者1名につき15万円を限度に賠償いたします。(当社または当社の手配代行者の故意または重大な過失がある場合を除きます)

## 22. 特別補償

- 1 当社が前項 当社の責任 が生じた場合にかかわらず、当該契約特別補償規定により、お客様が募集型企画旅行参加中に偶然かつ急激な外來の事故によって身体に被害が生じたときに、お客様または当社の手配代行者に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金および通院見舞金を、また手荷物に対する損害につきましては損害賠償を支払います。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、撮影フィルム、その他当社契約特別補償規定第10条 2項に定める品目については補償いたしません。※事故による傷害治療費用、病気になる死亡、治療費用、賠償責任、救援費用等は一切適用されません。
- 2 お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、疾病等により発生した場合に限り、お客様が自由行動中のスマートフォン、カメラ、ハンカチ、超経路機(モーターグライダー、マイクローラート機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項 1 の補償金および見舞金をお支払いいたしません。ただし当該運送が旅行日程に含まれていない場合は、この限りではありません。
- 3 当社が前項 当社の責任 一部を負ったことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部または全部に充当します。
- 4 当社がお客様の求めに応じて本旅行の日程から離れて行動するための手配を受けたいと希望する場合は、この場合、当該特別補償の旅行は手配旅行契約に基づくものとなり、本項特別補償の適用は行いません。
- 5 当社が、本項 1 に基づく補償金支払義務と前項による損害賠償義務を兼ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときは、その金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務も履行されたものとします。

## 23. お客様の責任

- 1 お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当該契約の遵守を怠り、お客様が被られた損害が当社に発生した場合は、当社はお客様が損害の賠償を申し受けます。
- 2 お客様は当社旅行契約を締結するに際して、当社から提供された情報を活用し、お客様自身の権利、義務その他の旅行契約の内容について理解するよう努めなければならないものとします。
- 3 お客様は、旅行開始後においてパンフレットの旅行サービスを円滑に受領するため、契約書面に異なる旅行サービスが提供されたと認識されたときは、旅行先において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者または、当該旅行サービスの提供者に申出なければならないものとします。

## 24. オプションツアーまたは情報提供

- 1 当社の募集型企画旅行参加中はお客様を対象として、別途旅行代金を収受して当社が企画・実施するオプションツアーの第22項(特別補償)の適用については、主たる旅行契約の一部として取り扱います。当社が企画実施のオプションツアーはパンフレット等で明示します。
- 2 オプションツアーの企画書が当社以外の現地法人である旨をパンフレット等で明示した場合は、当社は当該オプションツアー参加中にお客様に発生した損害賠償責任を限定して、当該現地法人に転嫁いたします。このほか当社では、寄附り良い旅行商品を提供するために、当社が関係する会社および提供する商品の企業名やサービスの案内等をお客様にお知らせいたします。また、旅行参加のご意見やご感想の提供をお願いいたします。お客様の提供に、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。いずれの場合でも、個人情報をご提供いただくかどうかについては、お客様ご自身で選択できるものですが、ご提供いただけない個人情報、お申込みになるサービスの手配に必要な不可欠なものである場合、当社の商品・サービス等をご利用いただくことがありますがご了承ください。お客様よりご提供いただいた個人情報の一部を個人データとして保有いたします。
- 3 当社は、パンフレット等で「単なる情報提供」として可能なスポーツ等を記載した場合は、その旨を明示します。この場合、当該可能なスポーツ等に参加中に発生した損害に対しては、当社は第22項(特別補償)の規定は適用しますが、それ以外の責任は負いません。

## 25. 旅程保証

- (1) 当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の①②を除き旅行代金に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の「変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内に当社にお支払いいたします。ただし、当該変更事由について当社に第三項記載の責任が発生する事由が明らかとなった場合には、変更補償金は、変更補償金の全部または一部として支払います。)
  - ①次に掲げる事由による変更の場合では、変更補償金を支払いません。(ただし、旅行サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不備(オーバーブック)が発生したことに伴う変更の場合は変更補償金を支払います)
  - ②旅行日程に支障を及ぼす悪天候・天災地変・イ乱・官公署の命令・欠航、不通、スケジュール変更・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止・運送・運送スケジュールの変更等当初の旅行計画にのらない運送サービス提供
- キ 旅行参加者の生命または身体を安全確保のために必要な措置
- ③前項1の規定に基づき旅行契約が解除されたとき当該解除された部分にかかわらず変更の場合、当社は変更補償金を当該解除された部分1の規定に基づき旅行代金に15%を乗じて得た額とします。変更補償金の額は、旅行代金に15%を乗じて得た額とします。変更補償金の額が1,000円未満である場合は、変更補償金を支払いません。- (2) 当社は、本項 1 の規定に基づき変更補償金を支払ったとき、当該変更については、当社に第2項 当社の責任 が発生する事由が明らかになった場合には、お客様は当該変更にかかわらず変更補償金を当社に返還しなければならないものとします。この場合当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺するの差額を支払います。
- (4) 当社は、お客様が同乗された場合、同等額以上の物品、旅行サービスの提供をもつて、金銭による変更補償金の支払いに代わらせていただくことがあります。

## ○変更補償金

	変更補償金の額=1件につき下記の率 *お支払対象旅行代金	
当社が変更補償金を支払う変更	旅行開始日の前日 またはお客様に 知したお客様 場合	お客様に旅行開始日以降 知したお客様 場合
① パンフレットに記載した 旅行開始日または旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
② パンフレットに記載した入場する観光地または観光施設見学プログラムを別の他の旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
③ パンフレットに記載した運送機関の等級または設備のより良いものへの変更 変更後の等級および設備の料金の合計額がパンフレットに記載した等級および設備のそれと下回った場合に限ります)	1.0%	2.0%
④ パンフレットに記載した運送機関の種類または会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤ パンフレットに記載した本邦内旅行開始地たる空港または旅行終了地たる空港の異なる変更	1.0%	2.0%
⑥ パンフレットに記載した本邦内と本邦外との間における運送の種類または経路の変更	1.0%	2.0%
⑦ パンフレットに記載した宿泊機関の種類または名称の変更	1.0%	2.0%
⑧ パンフレットに記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨ 上記①～⑧に掲げる変更のうち①パンフレットのツアータイトルに記載された事項の変更	2.5%	5.0%

- 注1：最終旅行日程表が交付された場合には、「パンフレット」とあるのを「最終旅行日程表」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、本項①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の記載内容と最終旅行日程表の記載内容との相違は最終旅行日程表の記載内容と実際の提供される旅行サービスの内容の間に変更が生じたときは、それぞれ変更につき1件として取り扱います。
- 注2：①または②に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
- 注3：①に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注4：①②③④⑤⑥⑦⑧⑨の変更が1乗車船等または1泊の多重発生した場合であっても、1乗車船等または1泊につき1件として取り扱います。
- 注5：①に掲げる変更は、①から⑨までの率を適用せず、⑨によります。

## 26. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2014年7月1日基準としています。また旅行代金は、2014年7月1日以後に出生する旅行に適用される運賃として予定されている航空運賃・適用規則を基準としています。

## 27. 個人情報保護に関する事項

- 1 当社は、個人情報保護法を利用目的の範囲内で取り扱います。また、当社がご提供いただいた個人情報をご本人様のご同意がある場合または正当な理由がある場合を除き、第三者に開示または提供いたしません。
- 2 当社は、個人情報保護法および関連するその他の法令、官公定規の指針その他の規範を遵守します。また、個人情報保護マネジメントシステムを確立し、従業員及び関係者に周知徹底し、遵守義務を努めるとともに、継続的に改善して個人情報の状態を維持してまいります。
- 3 当社は、個人情報保護を適切かつ慎重に保管、管理し、漏洩、滅失または毀損等の危険を防止するために、技術および管理の両面から適切かつ合理的な安全対策の実施に努め、またその見直しを継続的に実施してまいります。万一に個人情報保護の漏洩、滅失または毀損が生じた場合には、ご本人様へ速やかにその旨をお知らせするとともに、相応の対応処置や是正措置を行ってまいります。
- 4 当社は、ご本人様からの個人情報に関する開示等のご請求、および苦情やご相談に迅速に対応いたします。

## 個人情報を取り扱っている

1 個人情報の利用目的  
当社は、ご旅行、またはご旅行に関する保険等のお申込みの際に提出いただいた申込書(申込フォーム)に記載されたお客様個人情報をいただき、お客様との連絡のために利用させていただきますが、お客様のお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供する旅行サービスの手配および受領、ならびに保険補償サービスの提供等を行うために必要と認めさせていただきます。このほか当社では、寄附り良い旅行商品を提供するために、当社が関係する会社および提供する商品の企業名やサービスの案内等をお客様にお知らせいたします。また、旅行参加のご意見やご感想の提供をお願いいたします。お客様の提供に、お客様の個人情報を利用していただくことがあります。いずれの場合でも、個人情報をご提供いただくかどうかについては、お客様ご自身で選択できるものですが、ご提供いただけない個人情報、お申込みになるサービスの手配に必要な不可欠なものである場合、当社の商品・サービス等をご利用いただくことがありますがご了承ください。お客様よりご提供いただいた個人情報の一部を個人データとして保有いたします。

- 2 個人情報の提供 当社は、以下の例外事項を除き、個人情報をお客様の承諾なしに第三者に提供することはありません。
  - (1) お客様の同意がある場合
  - (2) 法令に基づく場合
  - (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難である場合
  - (4) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難である場合
  - (5) 国庫の増進もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
  - (6) 特定した利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報の取扱いの全部または一部を第三者に委託する場合
- 3 個人情報に関する開示の手続きについて  
当社が保有するお客様の個人情報についてのお問い合わせ、開示、削除もしくは消去、利用の訂正、その利用の停止または第三者への提供の停止等をご希望の方は、必要な手続きについてご案内いたしますので、当社お問合わせ窓口までお申し出ください。法令および当社規定に従い、合理的な期間内にご希望の内容に対応し、その結果をご本人に通知いたします。また、ご希望の一部または全部に応じられない場合は、その理由をご説明いたします。【個人情報お問合せ窓口】株式会社フラウ・インターナショナル お客様相談室
- 4 本「個人情報保護方針」は、株式会社フラウ・インターナショナルの日本国内における個人情報取り扱いに関するものです。当社の国内関係会社、および海外現地法人は対象とはなりません。
- 5 16歳未満のお客様は、保護者の方の同意を得た上で、個人情報をご提供いただきますようお願いいたします。
- 6 当社は、お客様の個人情報保護をより適切に管理するため、または、関係法令の変更に伴い、「個人情報保護方針」を改定することがあります。

【個人情報お問合せ窓口】  
株式会社フラウ・インターナショナル お客様相談室  
06-4791-2400 平日10:00-18:00 (土・日・祝日は休業)

## 28. 通信契約の旅行条件

- (1) 当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会社(以下「会員」といいます)より、所定の依頼書の会員の署名なくして旅行代金、取消料等のお支払いを受けるとを条件に、お客様が電話、郵便、ファクス等による通信手段によるお申込みを受け付けていただく「通信契約」といいます。通信契約を締結することにより、通信契約による旅行条件も本旅行条件書に準拠いたしますが、一部取り扱いは異なるので、以下に異なる点のみをご案内いたします。
  - (2) 本項において「カード利用日」とは、お客様または当社が旅行契約に基づく旅行代金等のお支払いまたは払戻債務をお支払いすべき日となります。
  - (3) 通信契約による旅行契約は、電話によるお申込みの場合は当社がお客様からのお申込みを承諾したときに成立するものとします。郵便その他の通信手段によるお申込みの場合は、当社が旅行契約を承諾する旨の通知を発したときをもって成立するものとします。ただし、e-mail、ファクス等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
  - (4) 当社は、提携会社のカードにより所定の依頼書の会員の署名なくして旅行代金や取消料等のお支払いを受けます。この場合、旅行代金のカード利用日は、確定した旅行サービスの内容をお客様に通知した日とします。また、契約内容の変更や解除等によりお客様が負担することになる費用のカード利用日は、当社が費用等のお支払いを通知した日とします。ただし、第1方法によるお支払いを拒否したときは、当社が定める期日および方法により当該費用等をお支払いいたします。
  - (5) 当社は、お客様の所持するクレジットカードが無効であるまたは有効になり、お客様が旅行代金、取消料等の一部または全部を提携会社のカードによって決済できないときは、旅行契約の締結を断りまたは旅行契約を解除することがあります。

## 29. その他

- (1) お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員、現地係員に依頼された場合は、その費用を、お客様のけが、疾病等の発生に伴う賠償費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用発生したときには、それらの費用をお客様に負担いたします。
- (2) お客様の便宜をはかるため土産物店等に案内いたしますが、お客様が、お客様に、商品の交換や返品等のお手伝いいたしません。免税払い戻しがある場合は、ご購入品および手荷物としてご用意いただき、その手続きは、土産店、空港等のご確認のうえ、お客様にご負担していただきます。ただし、関税・消費税等の法令により、お金の返金が禁止されている商品がございますので、ご購入の際はご注意ください。
- (3) 当社は、いかなる場合にも旅行の実施はいたしません。
- (4) 子供代金および幼少料金は、コースによって規定となります。
- (5) 当社が旅行契約により旅行を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについては、各コース日程表に記載している出発空港または出発地を境としており、当該空港または当該地(帰国)解除)は含まれません。

- 海外発着のものについては、日里表等でご案内した海外での集合場所に集合していただく。海外の解散場所を解散することとなります。
- (6) 日本国内の空港から本項 5 の発着空港までの区間を、公示運賃(普通運賃・割引運賃等)を利用して別送手配する場合は、当該区間は募集型企画旅行契約の範囲に含まれません。
- (7) 契約に関するお客様と当社との紛争については、日本国内の裁判所のみが管轄となり、日本に準拠するものとします。

(旅行代金の返金に関する注意) 当社では、お客様の都合による取消の場合および運送が生じた場合返金に伴う取手手数料は、お客様ご負担とさせていただきます。また金融機関のお客様の口座への振込みとさせていただきます。

## (空港諸税) 燃油サーチャージについて

- (1) 旅行代金は、空港諸税および燃油サーチャージは含まれておりません。(パンフレット等で空港諸税表示して旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合は除く) 空港諸税および燃油サーチャージは、旅行契約成立時点において確定した金額の日本円換算額を別途お支払いいただきます。それ以降の為替相場の変動による追加徴収、返金はいたしません。
- (2) 上記にかかわらず、空港諸税・燃油サーチャージ等の新設や増額、減額の発生した場合は、当該時点に於ける当該乗務シートに再度空港諸税、燃油サーチャージ等を円換算し、上記確定した日本円換算額との差額を追加徴収、返金させていただきます。(パンフレット等で空港諸税表示して旅行代金に燃油サーチャージを含んで表示した場合は、燃油サーチャージの増減による追加徴収および返金いたしません)
- (3) 燃油サーチャージの値上げを理由とした解除の場合は所定の取消料を申し受けます。

(お申込みの氏名(スル)の変更および訂正について) お申込みの際および申込書記入にお使いの氏名(スル)は「旅行に使用されるパンフレットに記載されている通り」に入力いたします。お申し込みの氏名(スル)を訂正してお申込みされた場合、航空機の再発航、関係する機関の氏名訂正などが必要となり、所定の取扱いをいたします。また運送・運送機関の事情により、氏名が訂正が認められない場合、旅行契約を解除し所定の取消料をいただく場合もございます。

## お客様へのご案内

### 《パスポートとビザについて》

- お客様のパスポートが今回の旅行に必要な残存有効期限を満たしているか、また、旅行先の国にビザが必要かどうかをパンフレット等の記載事項よりご確認ください。必要な手続をお済ませください。
- アメリカ合衆国へご旅行または経由されるお客様は、お持ちのパスポートが機械読取式(MRP)かどうかをご確認ください。お持ちのパスポートが機械読取式でない場合(非MRP)アメリカのビザが必要となりアメリカのビザを取得する必要がありますが、もしくはパスポートを更新してください。
- 日本国籍以外の方は、ご自身にて自国の領事館、渡航先の領事館、入国管理事務所等にお問い合わせのうえ、ビザおよび再入国許可、パスポートの残存有効期間等の確認および手続きをお済ませください。

### 《変更について》

- 募集型企画旅行では、各種変更の場合には一旦取消した後に新規予約として取り扱います。その際に取消料の発生する対象期間内の場合には取消料の対象となります。変更とは出発日および帰国日の日程変更、滅失、コース変更(航空会社、ホテル、観光内容等)旅行者の名前の変更(交替になる場合を除く)などを含みます。

### 《特別な配慮を必要とされるお客様へ》

- お客様の自由なお客様、慢性疾患、妊娠中の方などは旅行のお申込み時にその旨をお申し出ください。当社は可能な合理的な範囲で応じてまいります。しかし、各種情報をもとにお客様の安全の確保および旅程管理が出来るかと判断した場合には、旅行を拒否いたします。この場合においてお客様の判断において旅行を取りやめられる場合、当社は所定の取消料をいただきます。

### 《海外危険情報について》

- 旅行のお申込み後、ご旅行目的地に「渡航の危険を検討してください」以上が発表された場合は、当社は旅行契約の内容を変更または解除することがあります。しかし、各種情報をもとにお客様の安全の確保および旅程管理が出来ると判断した場合には、旅行を拒否いたします。この場合においてお客様の判断において旅行を取りやめられる場合、当社は所定の取消料をいただきます。

### 《海外旅行保険について》

- ご旅行中の病気や事故、盗難などに備えて、必ず海外旅行保険に加入されることをおすすめいたします。海外での治療費や賠償金は高額になる場合もあります。

### 《ご旅行をお楽しみいただくために》

- ご旅行中に提供される旅行サービスが、パンフレット記載の内容とは異なる場合と認識された場合はご旅行中に速やかに申し出ください。ご帰国後のお申し出の場合では、対応が異なる場合もございます。

### 《事故等のお申し出について》

- 旅行中に事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする緊急連絡先にご連絡ください。もし、過失のない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知いたします。

### 《航空会社によるサービスについて》

- 航空会社によるサービスについては混雑時期、チャックインの時間等により、グループ、カップル、ファミリー、ご家族でご参加の場合でも、隣合わせの席やその他ご希望に添えない場合があります。またエコノミークラスの場合、過剰乗客、窓側のご希望は必ずしも受けられません。

- 当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、利用サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更により、お客様が受ける予定であった同サービスが受けられなくなった場合、理由の如何にかかわらず、当社の第21項(1)および第25項(1)の責任を負います。
- 悪天候、天災地変、交通機関の遅延、不通、スケジュールの変更、ストライキ、経路変更等による旅行日程の変更、目的地滞在時間の短縮および観光地の変更、削除などが生じる場合があります。このような当社の関与しえない事由の場合、当社は責任を負いませんが、お客様がご負担する日里に従って旅行サービスが提供されるよう手配努力をします。その場合、現地にて追加手配した交通費、宿泊費等はお客様のご負担となります。